

広島県告示第八百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	株式会社えごころ
介護予防を行うサービス事業所	主たる事務所の所在地	広島市東区矢賀一丁目七番一七号
	名 称	株式会社えごころ
指定年月日	所 在 地	広島市東区矢賀一丁目七番一七号
		平成十九年七月一日